

令和5年度

教育行政執行方針

芽室町教育委員会

令和5年度 教育行政執行方針

令和4年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、令和5年度芽室町教育委員会教育行政執行の基本方針及び重点施策を申し上げます。

I 教育行政に臨む基本方針

今日、我が国は、少子高齢化の進行や産業構造の変化、ICTやグローバル化の進展はもとより、ウイズコロナなどにかかわる人々の価値観やワークスタイルなどが変化し、自ら新たな解や価値を見出していくことがますます重要な時代となっています。

そのため、教育行政の変革期として捉え、教育DXを進めるとともに、「郷育・夢育」を視点とした事業等により、誰もがよりよい社会と幸福な人生の創り手となれるよう、学校教育と社会教育を両輪として地域創生に寄与する教育行政を推進してまいります。

II 重点施策の展開

次に、令和5年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

1 つ目、児童生徒が主役となり、主体的に課題解決を図る教育の推進についてであります。

第1に、「確かな学力と社会の変化に対応する力の育成」では、小・中学校全学年における30人学級編成の実施等による習熟度別・少人数指導の推進、及び教育DX推進員の配置によるICT教育の推進により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、義務教育9年間を見通した「めむろ未来学」等の推進により、学びの連続性や社会的自立を重視した小中一貫教育を推進するための基本方針の策定を進めます。

第2に、「規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成」では、「めむろ未来学」をはじめ、「めむろ郷育・夢育推進事業」や道徳教育、情操教育の充実などにより、郷土愛や自己有用感、夢への挑戦心の醸成を図る中で、社会への参画力を育むとともに、誰もが個性や能力を発揮できるよう、ジェンダー平等や多様性への理解を深める教育を推進します。

また、「芽室町いじめ防止基本方針」や「芽室町不登校支援システム」に基づき、より多様なニーズに応える教育支援センター「ゆうゆう」の機能の充実とともに、学校、家庭、地域、関係機関等の連携・協働により、問題の未然防止と早期発見・早期解決に努めます。

第3に、「健やかな体の育成と健康・防災教育の推進」では、個々の課題意識を生かした授業や運動習慣の改善、及び生活習慣病検査の対象者拡大や関係課と連携した栄養指導により、早期発見・早期解決を図る取組を強化します。

また、「めむろまるごと給食」や食農教育推進の基盤となる日々の学校給食に係る給食材料費の一部経費（1食当たり22円）を町が継続して負担するとともに

に、小・中学校における食農体験等を重視した食農教育を推進します。

第4に、「特別なニーズに対応した教育の推進」では、個々に応じた合理的配慮を重視した指導の推進とともに、地域コーディネーターが中心となり、校種間連携や訪問看護の派遣、及びICTを活用した学びの充実など、個々の可能性を広げる指導・支援に努めます。

第5に、「教育の機会均等など学びのセフティーネットの構築」では、経済的な理由で児童生徒の就学の機会が損なわれることのないよう、就学援助や鍵盤ハーモニカ購入費助成、大学等奨学金貸付の継続、及びヤングケアラーの早期発見・早期支援や生理の貧困への対応を継続します。

第6に、「安全・安心で質の高い教育環境の整備」では、「学校施設等長寿命化計画」や「ICT整備・活用指針」に基づき、芽室小学校ボイラー更新等の設備改修や各校の音楽室、校長室への空調設備の設置を令和4年度からの繰越事業として実施するとともに、教育DX推進員の配置やICTヘルプデスクの民間委託、及び新たな授業支援ソフトの試験導入など、ハード・ソフト・人材を一体としたICT環境の整備を進めます。

また、「芽室町立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、関係団体を交えた準備会を設置し、先進地事例の調査研究や地域移行に向けた課題の抽出、移行方法等について協議を行います。

第7に、「地域とともにある学校づくりの推進」では、コミュニティ・スクールを基軸として、自ら未来を拓く力を育む探究・提案・発信型の義務教育9年間を通した学びである「めむろ未来学」の推進等により、学校を核とした持続可能な地域づくりにつながる教育を推進します。

2 社会教育を中核とした生涯学習の推進

次に、町民一人一人が自己実現と社会貢献を図るための社会教育を中核とした生涯学習の推進についてであります。

第1に、「青少年の基本的な生活習慣の定着と体験活動の場の充実」では、青少年健全育成の取組や寺子屋めむろの開催をはじめ、総合体育館や新たな町営水泳プール、トレーニング機能を充実させた施設等における運動教室や講座の開催、及び住民参加型イベント「チャレンジデー」を継続実施します。

また、「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の充実を図る一環として、北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社との連携事業の継続と充実に努めます。

さらに、野外活動体験や宿泊体験、友好都市との交流体験の実施、及び公民館、図書館、ふるさと歴史館における各種講座の充実に努めます。

第2に、「地域学校協働活動の推進」では、「めむろ郷育・夢育応援団本部」を基盤として、学校や地域コミュニティの活性化を図るため、各学校運営協議会における熟議も踏まえた事業内容が全町的な取組となるよう努めます。

また、「芽室ジモト大学」事業については、共に郷土愛を育み、共に未来を創

る学びと成長の場となるよう、内容の創意工夫に努めます。

第3に、「学習支援体制の充実と学習発表の場の提供」では、文化・芸術・スポーツ団体、町民活動支援センター登録団体等と連携し、地域学校協働活動等の活動機会の提供に努めます。

また、フレンドリーコンサートや文化芸術鑑賞会、町民文化展の開催、町民文芸の発行支援などによる町の文化の振興とともに、幼少期からの読書の推奨や発達段階に応じた学習機会の提供、及び家庭教育学級、子育てサークル活動の充実を図る支援に努めます。

第4に、「社会教育・社会体育施設の機能の充実」では、各施設が学びの拠点となり、地域コミュニティを生み出すよう、利用者ニーズに応じた施設の修繕や備品の更新などを計画的に進めるとともに、中央公民館事業や図書館事業と町民活動支援センターとの連携・協働、ふるさと歴史館の機能の充実に努めます。

また、健康増進拠点施設である総合体育館や新たな町営水泳プール、トレーニング機能を充実させた施設等において、スポーツしやすい環境整備に努めます。

第5に、「社会教育団体の支援」では、社会教育協会や体育会、文化協会、PTA、青少年健全育成協議会、スポーツ少年団、及び子ども会や郷土芸能メモロ太鼓保存会など、各種活動の円滑な推進や充実を図る支援に努めます。

第6に、「高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進」では、「めむろ柏樹学園」のカリキュラム内容の充実とともに、社会参加の機会を提供します。

第7に、「文化財の調査・保護の推進」では、引き続き、町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護をはじめ、町民が保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。

第8に、「発祥の地ゲートボールの普及振興」では、ゲートボール熱が再燃するよう、発祥の地として「挑戦の流儀」とした普及活動事業の推進に努めます。

以上、令和5年度に取り組む重点施策について申し上げました。

Ⅲ むすびに

芽室町教育委員会といたしましては、町の将来像「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」の実現を目指し、「心豊かで輝く文化を育むまちづくり」などに向けた教育行政の推進に誠心誠意努めてまいります。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。